

島根創生計画に基づく島根県間接補助事業

県内中小企業者がデジタル技術を活用して新たなサービス開発や生産性向上を図る取り組みを支援いたします。

※みなし大企業申請可能

令和6年度

デジタル導入モデル 支援事業補助金

令和7年2月21日(金) 締切

補助額 4,000千円 上限 ～ 400千円 下限

デジタル化のモデル事例や先進事例となり得る取組みが対象です
対象事業

AIやIOT、VRなどのデジタル技術を活用して新たなサービス開発や生産性の向上を図る取組みを行う事業で、当該事業が交付対象者の経営の変革を後押し、かつデジタル化の先進事例もしくはモデル事例として県内の中小企業者へのデジタル技術導入の促進に寄与すると判断される事業

対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者（農業、林業、漁業除く）で事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動に協力できるもの

また、交付決定後事業完了までに独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の宣言登録事業者として登録いただくことが必要です

※ご申請をお考えの企業様は申請書提出前に必ずお問い合わせください。

申請先・お問合せ先



0852-60-5115

con@joho-shimane.or.jp



(公財) しまね産業振興財団 経営支援課
(担当：寺田)

所定の様式に記載の上、申請先まで送付ください

審査委員会において、プレゼンテーション審査を行っていただきます。その後、審査委員会による審議を経て、申請事業の採否を決定いたします。

詳細はHPをご覧ください

対象経費

ハード事業（補助率：1／3）

◆システム構築費

システム等の開発に要する委託費、購入費、導入支援費等システム構築にかかる経費

◆機器等整備費

機器等の購入費、設置費、導入支援費等機器の整備にかかる経費

◆システム運用関連費

クラウドサービス利用費、導入支援費、修繕費、専門家委託費等システム運用にかかる経費

◆専門家委託費

システム要件などシステム開発・導入にあたり専門家に助言・指導を受ける際にかかる経費

◆その他代表理事理事長が特に必要と認める経費

対象経費とするに相応の理由があり、代表理事理事長が特に必要と認める経費

ソフト事業（補助率：1／2）

◆デジタル導入後活用経費

謝金、旅費、委託費、会場使用料、教材費、研修参加費、印刷製本費等システム導入後に活用を推進することにかかる経費

◆その他代表理事理事長が特に必要と認める経費

対象経費とするに相応の理由があり、代表理事理事長が特に必要と認める経費

注意事項

①ハード事業のみの申請、ハード事業及びソフト事業両方の申請が可能ですが、ソフト事業のみで申請することはできません。ソフト事業はハード事業により導入したシステムの利活用を目的としたシステム導入後の利用者向け研修会、講習会等を対象とします。

②機器等整備費により整備する機器の数は、導入するシステムに必要となる最小限度の数量を限度とします。

③機器等整備費により整備する機器に、複数年の無償保証、保守パック等が標準保証として提供される場合は、当該保証を機器本体に含めて間接補助金の交付対象とします。

④汎用性があり、目的外使用になり得るものに係る経費は原則対象外ですが、交付要領に定義する汎用品を対象として申請する場合、交付申請書様式第1号別紙4の提出が必要です。

スケジュール

公募開始
1/14

事前
相談

プレゼンテーション審査
3月上旬頃※

事業期間（1年間）
令和8年3月中旬頃まで

申請書送付期限
2/21

交付決定
3月中旬頃※

※時期は目安です